

第3期西東京市地域情報化基本計画

～ココろポリシティ西東京～



西東京市

こころポリシティ西東京とは

「こころ」「ポリシー」「シティ」を結合した造語で、人と人とのふれあいや優しさにあふれたまちを意味します。地域情報化によって生まれる理想のまちを表す言葉として、第1期西東京市地域情報化基本計画書から継続して使用しています。この言葉は当時の武蔵野大学の学生が提案しました。



「いこいな」 ©シンエイ/西東京市

■ はじめに ■



西東京市は、平成 15 年 11 月に第 1 期地域情報化基本計画を策定しました。そして、平成 21 年 3 月には第 2 期の地域情報化基本計画を策定し、合わせて 10 年にわたり地域情報化を推進してきました。

この間、インターネットや携帯型端末などの新しい技術やサービスが社会に普及し、市民生活や企業活動、行政サービスが変わりつつあります。

例えば、平成 25 年情報通信白書によると現在スマートフォンやタブレット端末の普及により、利用者はインターネットを通じて世界各地の様々な情報にアクセスできるようになっています。さらに、人と人のつながりだけでなく、人の手を介さずにモノとモノ、人とモノも常時つながり、データが生成・流通・蓄積され、「ビッグデータ」と呼ばれる現象を生み出しています。ビッグデータは、情報通信機器の進歩や低価格化と相まって、ソーシャルネットワークにおけるコメント分析といったものから、電力網、交通網、水道網など多様な社会インフラのリアルタイム管理といった様々な付加価値を生む基盤になると考えられています。

市はこのような社会変化に対応するために、平成 26 年度からの第 3 期地域情報化基本計画を策定しました。第 1 期、第 2 期と同様に、この基本計画が目指す地域情報化の姿は「こころポリシティ西東京」です。特に、第 3 期では「こころポリシティ西東京」の原点に立ち返り、計画を推進するに当たって「つながりが信頼となり、地域の力となる」という基本理念を掲げています。この言葉には、情報技術を有効に活用しながらも、人と人とのふれ合いも大切にしようという思いが込められています。市は「こころポリシティ西東京」を目指して、第 3 期地域情報化基本計画を推進していきます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、ご審議いただいた西東京市地域情報化計画策定審議会の委員の皆様方をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、事務局の一員としてご尽力いただいた佐藤佳弘情報政策専門員（武蔵野大学教授）に深く感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

西東京市長

丸山 浩一

第3期西東京市地域情報化基本計画の策定にあたって



西東京市地域情報化計画策定審議会は、ICT に関して幅広い観点で研究を進めている学識経験者、2名の公募市民等8人の委員から構成され、平成24年10月から審議をスタートしました。

地域情報化は重要な政策ではあるが、地域情報化そのものが“目的”ではなく、あくまでも市のまちづくりを円滑に進めるための“手段の一つ”であること、情報インフラの整備だけでなく、いかにして利活用を進めるかが重要、という観点を主眼として、当初予定を上回る17回の会合において積極的な議論を行ってまいりました。

審議会構成委員の経験・見識を踏まえ、西東京市民からの観点、ICT政策、ICT技術、産業政策等幅広い観点からの議論を行うことができたと思っております。

この第3期西東京市地域情報化基本計画は、西東京市の第2次総合計画に基づくまちづくりを推進するための個別計画のひとつであり、「つながりが信頼となり、地域の力となる」をコンセプトに平成26年度からの5年間の西東京市における地域情報化の取り組みの方向性を示したものです。

今後、この計画に沿った各種の取り組みを行うことによって、情報化によって人と人がつながっていく「こころポリシティ西東京」が実現されていくことを期待しています。

平成26年3月

西東京市地域情報化計画策定審議会会長

小林 清 澄

【目次】

1	西東京市を取り巻く情報化の現状.....	1
1.1	情報化の動向.....	1
1.2	国の取り組み.....	1
1.3	西東京市の取り組み.....	2
2	地域情報化基本計画とは.....	3
2.1	計画の位置づけ.....	3
2.2	第2次総合計画におけるまちづくりの課題と地域情報化基本計画.....	4
2.3	計画期間.....	6
2.4	計画の推進体制.....	6
3	地域情報化の推進.....	8
3.1	地域情報化の基本理念.....	8
3.2	重点的な取り組み.....	8
3.3	地域情報化の取り組みで重視する視点.....	11
3.4	地域情報化の進め方.....	15
3.5	地域情報化基本計画施策事業.....	16
資料1	第2期地域情報化基本計画の施策取組状況.....	資-1
資料2	第3期地域情報化基本計画の重点分野の検討経緯.....	資-15
資料3	西東京市地域情報化計画策定審議会条例.....	資-19
資料4	西東京市地域情報化計画策定審議会名簿.....	資-20
資料5	審議会開催記録.....	資-21

1 西東京市を取り巻く情報化の現状

1.1 情報化の動向

印刷、郵便、放送、通信などの多様な情報メディアが普及し、私たちの日常生活や社会活動における情報の取得や活用の機会が増えています。総務省の平成 23 年情報流通インデックス¹によると、放送電波、インターネット、印刷・出版などの各メディアを通じた社会への流通情報量は年々増加し続けており、平成 13 年度（2001 年度）と平成 21 年度（2009 年度）の流通情報量を比較すると約 2 倍となっています。この結果を見ると、情報は私たちの日常生活や社会活動にとって重要な役割を果たしていることが分かります。

また、総務省の平成 24 年通信利用動向調査²によると、世帯でのパソコンの保有率が頭打ちとなっている一方で、スマートフォン³やタブレット端末⁴などの携帯型端末は急速に普及しています。携帯型端末によるインターネットの利用は、情報検索・収集という従来の活用の域を越え、ショッピング、ゲーム、地図利用、音楽配信、電子書籍、動画投稿などの利用動向にも影響を与えるようになりました。さらに、情報発信では、Facebook や Twitter、LINE といった SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）⁵が急速な広がりを見せており、私たちの日常生活や社会活動は今後も大きく変化していくことが予想されます。

1.2 国の取り組み

急速に情報化が進む中、国は、平成 25 年（2013 年）6 月に世界最先端 IT 国家創造宣言⁶を閣議決定しました。これは、サービス産業の生産性の改善や向上、女性や高齢者の雇用促進による労働力の拡大などにおいて、ICT⁷をあらゆる領域で活用しようというものです。宣言の中では、新産業・新サービスの創出や成長を促進する社会、健康で安心して快適に生活できる社会、公共サービスをいつでもどこでも誰でも受けられる社会という 3 つの方向性が打ち出され

¹ 情報流通インデックス：平成 23 年（2011 年）8 月に発行された「我が国の情報通信市場の実態と情報流通量の計量に関する調査研究結果（平成 21 年度）—情報流通インデックスの計量—」情報通信政策研究所調査研究部（総務省）より

² 平成 24 年通信利用動向調査：「平成 24 年通信利用動向調査ポイント」（総務省）より

³ スマートフォン：画面を指で触れて操作する高機能携帯電話

⁴ タブレット端末：平板型でキーボードのないタッチパネル型端末

⁵ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人との交流を支援するサービス。Facebook、Twitter、LINE など

⁶ 世界最先端 IT 国家創造宣言：世界最高水準の IT 利活用社会の実現と成果の国際展開を目標に平成 25 年（2013 年）6 月 14 日に閣議決定された宣言

⁷ ICT と IT について：日本では、情報と通信に関する技術の総称として IT（Information Technology：情報技術）という用語が一般的に用いられ、国の計画でも使われています。また、同様の言葉として、国際的には ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）という用語も用いられています。この計画書では、インターネットを使った情報通信技術も重要になっていることから、ICT の用語を優先しています。ただし、国の計画や政策で IT と表記されている場合は、そのまま IT を使用しています。

ました。

国の戦略に併せて各省庁は地域インフラの整備に努めています。総務省では、ICT 街づくり推進事業として、災害に強いまちづくり、地域の課題解決、経済の活性化、雇用の創出などを可能にする「ICT スマートタウン」の先行モデルづくりを進めており、他の省庁⁸でも、ICT を活用した活力ある地域社会の実現のため、地域の情報化に向けた各種の取り組みが推進されています。

1.3 西東京市の取り組み

国が世界最先端 IT 国家創造宣言を通じて IT 戦略に取り組む中、西東京市は国の動向に目を向けつつ、自治体として「地域に根差した情報化」に取り組む必要があります。ICT は、幅広い領域に活用できる力を有しています。西東京市地域情報化基本計画は、この ICT の可能性を活用し、地域が抱える課題の解決に貢献します。

平成 21 年度（2009 年度）に策定された第 2 期地域情報化基本計画では、平成 19 年（2007 年）に実施した市民意識調査から得られた結果を基にして、第 1 次総合計画が掲げる 6 つのまちづくりの方向のそれぞれに重点分野を定め、地域の情報化に取り組んできました（資料 1 参照）。

例えば、教育の分野では、一斉メール配信システムを導入し、インフルエンザ情報や不審者情報等の緊急度の高い情報を保護者へ配信し、情報提供の充実を図りました。また、防災の分野では、災害時の安否確認や避難時に支援が必要となる災害時要援護者に対し、迅速な支援を行うための災害時要援護者登録管理システムを導入し、関係機関との連携強化に取り組みました。

第 3 期地域情報化基本計画においても、これまでの成果を踏まえつつ「地域に根差した情報化」を目指し、地域が抱える課題の解決や新たな市民ニーズに対応するためさまざまな施策事業に取り組めます。

⁸ 他の省庁の取り組み：例えば、農村コミュニティの再生・活性化（農林水産省）、医療機関間の情報連携（厚生労働省）、防災情報の提供（国土交通省）、図書館の情報化（文部科学省）、地域製品の流通効率化（経済産業省）、地域情報化アドバイザー派遣体制（総務省）、大気汚染状況の情報提供（環境省）、気象統計情報の提供（国土交通省・気象庁）

2 地域情報化基本計画とは

2.1 計画の位置づけ

市の最上位計画である総合計画は、10年間の市のまちづくりの方向を示したものであり、平成26年（2014年）4月からは、新たに西東京市第2次総合計画⁹に基づくまちづくりがスタートします。

地域情報化基本計画は、総合計画に掲げるまちづくりの方向に沿って策定する個別計画であり、総合計画が掲げる基本構想・基本計画を実現するため、具体的な施策・事業を展開していきます（図1）。

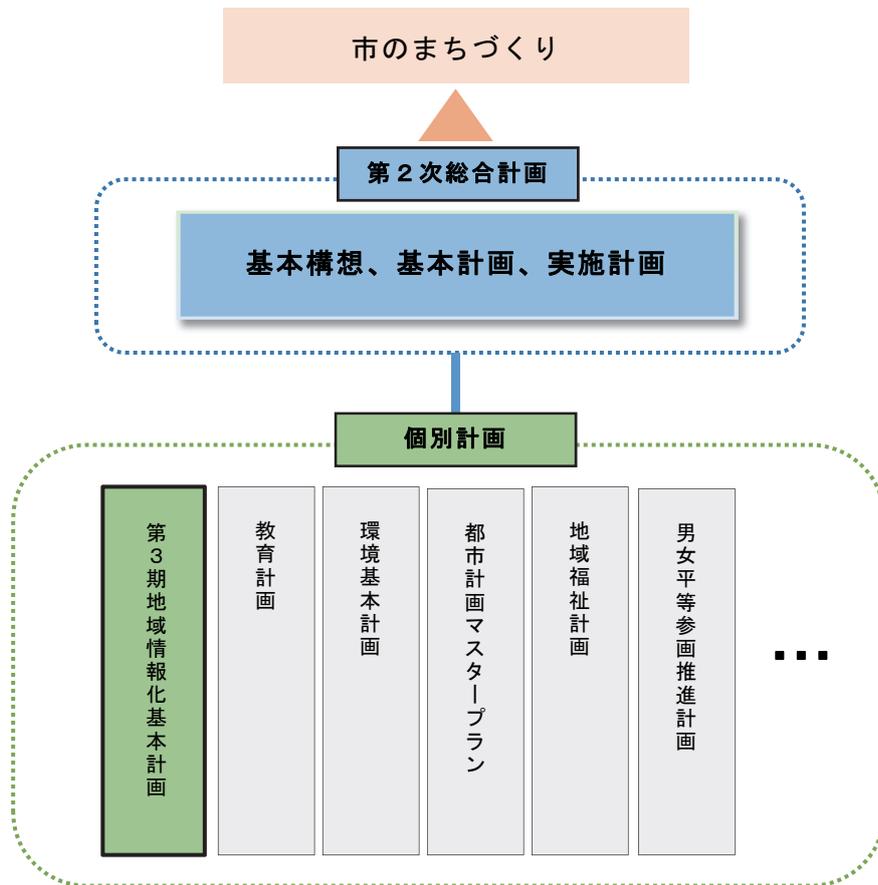


図1 第2次総合計画と第3期地域情報化基本計画との関係

⁹ 西東京市第2次総合計画：平成26年（2014年）4月から10年間の西東京市の総合計画で、基本構想（まちづくりの理念）、基本計画（まちづくりの施策）、実施計画（施策を達成するための具体的な事業）から構成されています。

2.2 第2次総合計画におけるまちづくりの課題と地域情報化基本計画

第2次総合計画では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」という基本理念をかなえるため、4つの理想のまち（将来像）を掲げました。そして、めざす理想と現実との差を「まちづくりの課題」とし、まちづくりの課題を解決するため、6つのまちづくりの方向を示しています。

市のまちづくりの課題は、「地域コミュニティの再構築」、「地域の自立と行財政改革の推進」、「少子高齢化への対応と協働によるまちづくり」、「みどりの保全と低炭素社会づくりの推進」、「都市基盤整備と防災・防犯対策の推進」、「産業の振興と地域経済の活性化」、「まちの魅力の向上と内外へのアピール」の7つが挙げられています。

個別計画である地域情報化基本計画は、第2次総合計画のめざすまちづくりを情報化の視点で支え、6つのまちづくりの方向の実現を目指します（図2）。



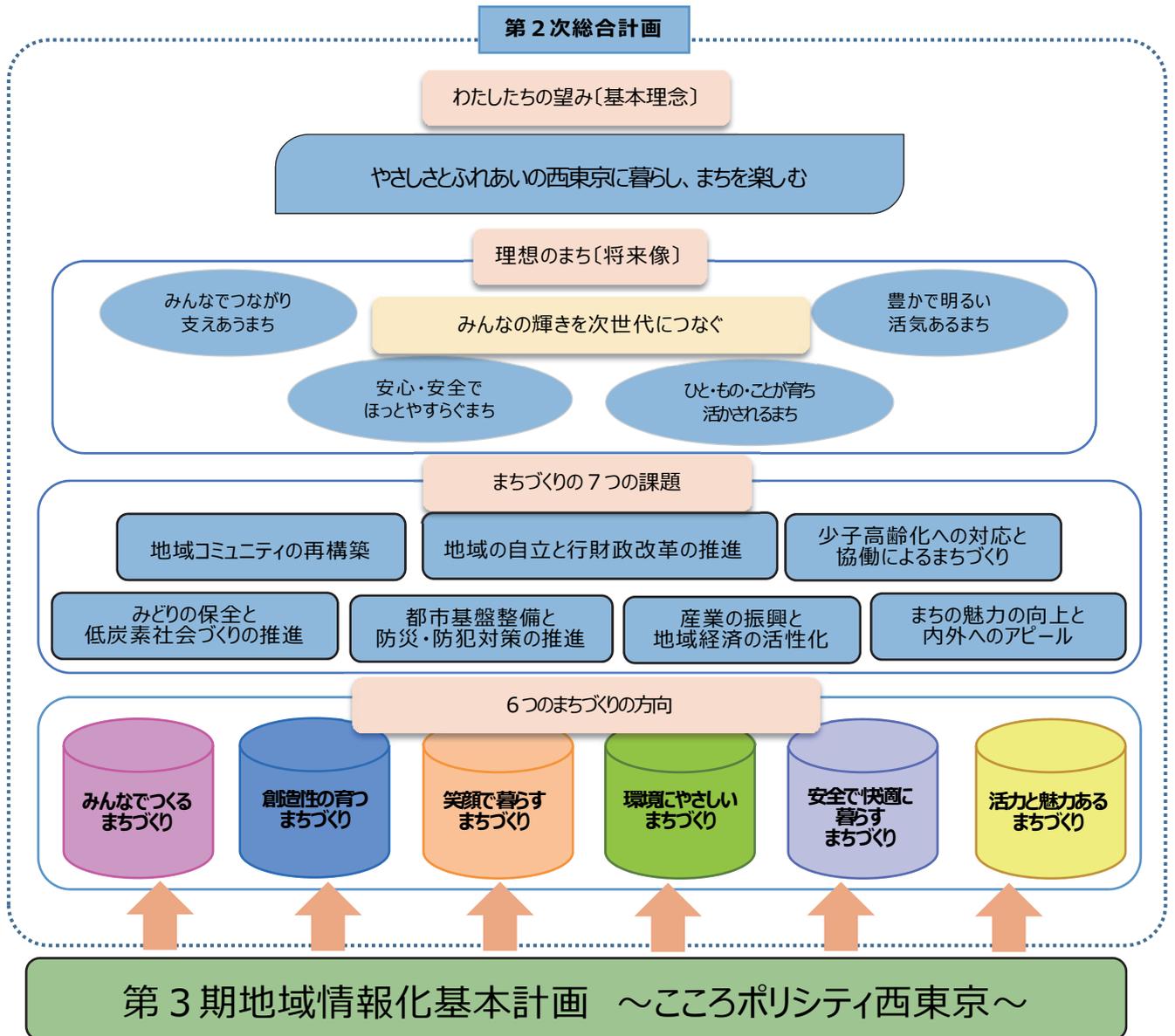


図2 まちづくりの課題と解決の方向性

2.3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 5 年間とします（図 3）。

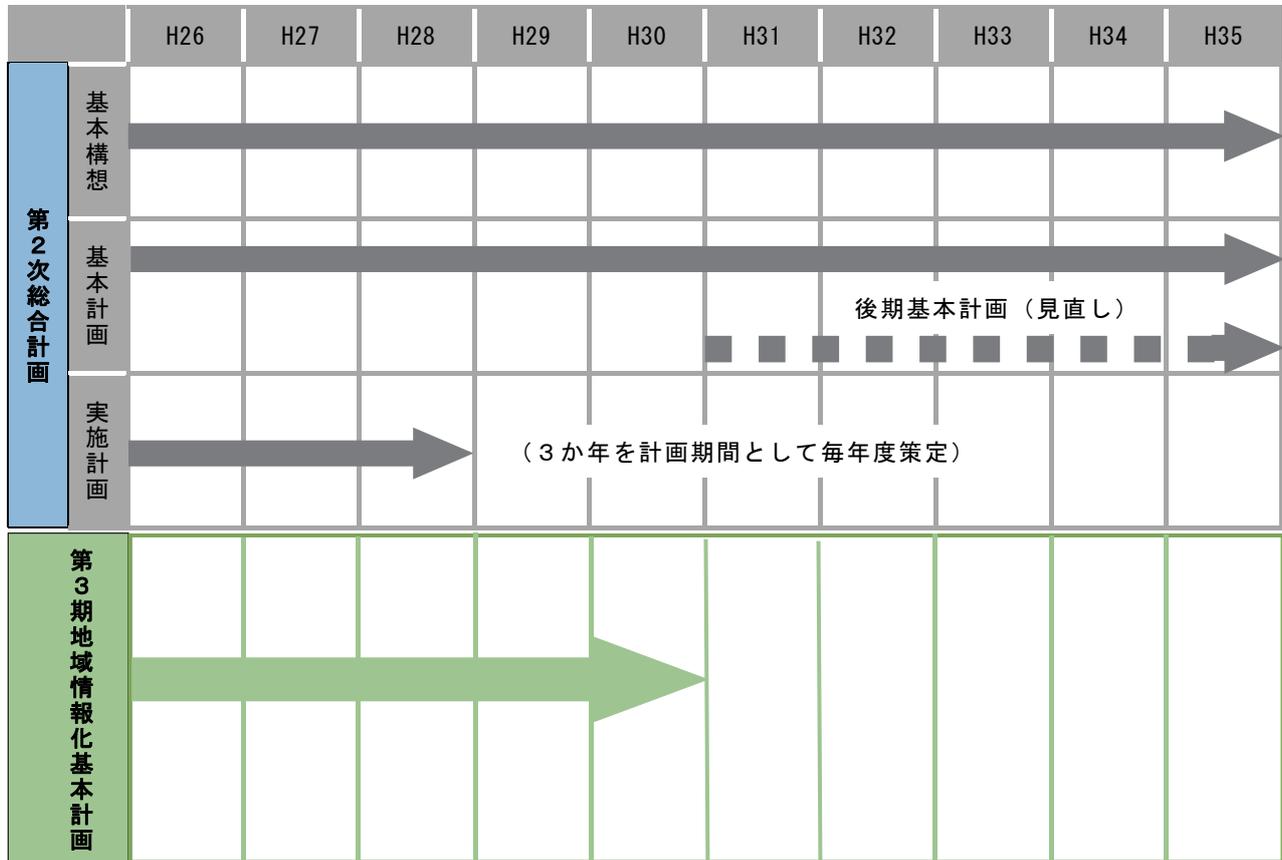


図 3 地域情報化基本計画の対象期間

2.4 計画の推進体制

市では、地域情報化基本計画を推進する庁内の体制として、CIO¹⁰（最高情報責任者）を部長とする情報化推進本部を設置しています。情報化推進本部は、地域情報化や電子自治体を推進するための計画や庁内における情報システムの導入などの検討を行う、全体的な立場から統括する組織です。情報化推進本部には CIO を補佐する情報政策専門員も出席し、市の情報化に関する専門的見地からの助言を行っています。

情報化推進本部の補助機関として、具体的な検討を行う情報化推進本部部会、情報セキュリティを統括する情報セキュリティ対策会議、システム調達を適正に行うための情報システム等審査選定委員会があり、情報化推進本部の方針を受けて地域情報化基本計画を推進しています。

また、各部署には、所掌する事務事業の情報化を推進するために、情報化推進責任者や情報

¹⁰ CIO (Chief Information Officer : 最高情報責任者) : 情報戦略の最高責任者

化推進員を置いています（図4）。

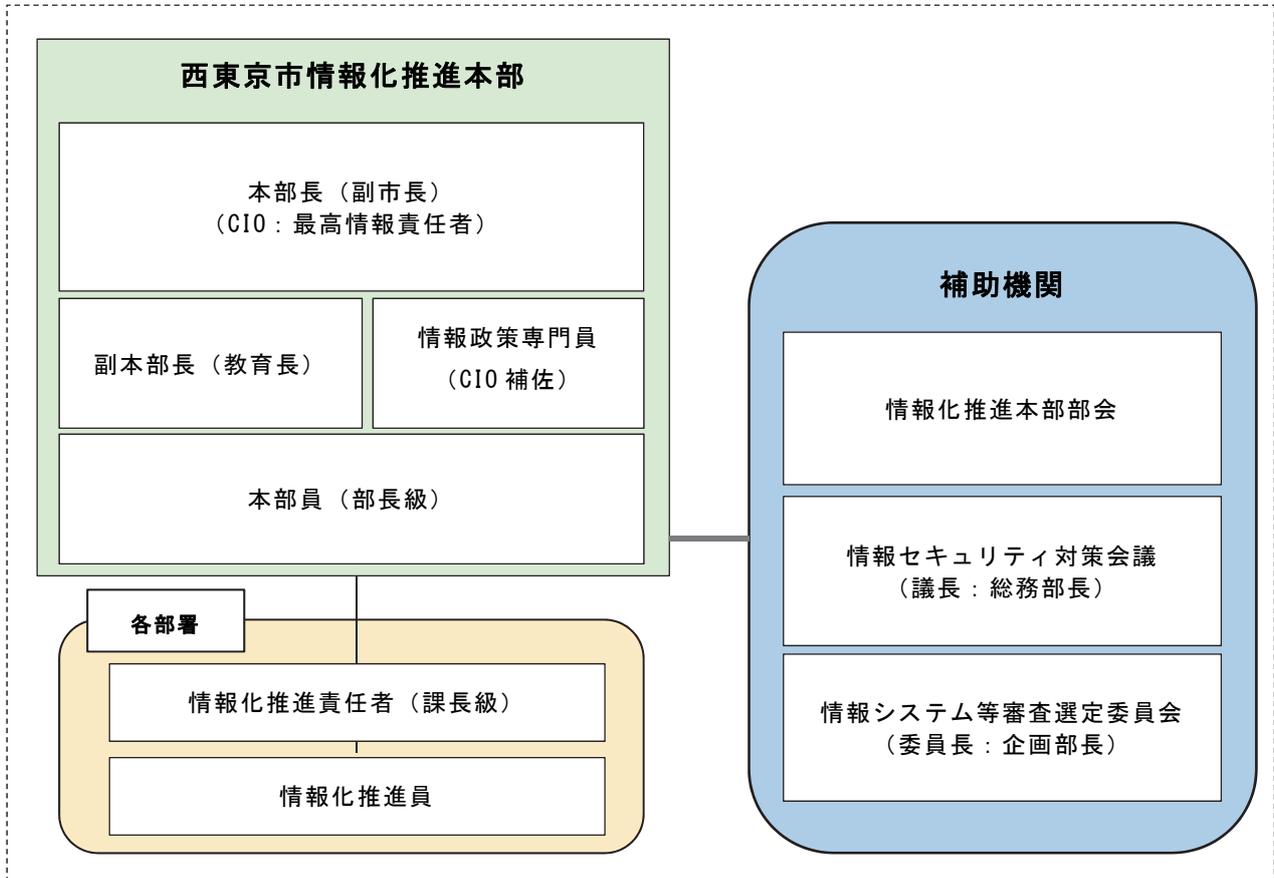


図4 地域情報化基本計画の推進体制図

3 地域情報化の推進

3.1 地域情報化の基本理念



第2次総合計画では、「地域コミュニティの再構築」等を今後のまちづくりの課題と捉え、各種施策に取り組むこととしています。

地域課題の解決には、自助（個人の努力による解決）はもちろんのこと、共助（相互扶助）・公助（公共の援助）が重要です。そのため、地域情報化基本計画では、地域の人と人とのつながりを支援する取り組みを進めることで、地域コミュニティを活性化し、地域力の向上を目指します。

地域力の向上のためには、実際に会うことで生まれる「顔を合わせる関係」と、ICTを活用することで人と人の距離を縮め、多くの人と交流することのできる「ICTでつながる関係」の2つが必要と考えられます。人と人が触れ合うネットワーク（顔を合わせるネットワーク）を使った仕組みと、インターネットなどのICTを活用したネットワーク（つながるネットワーク）を使った仕組みをICTによってバランス良く組み合わせることで、新しいコミュニティの形成や新しいビジネス基盤の創出につながります。

第3期地域情報化基本計画では、総合計画の方向を踏まえて、「つながりが信頼となり、地域の力となる」を基本理念とし、人と人とのふれあいや優しさにあふれた「こころポリシティ西東京」の構築を進めます。

3.2 重点的な取り組み

重点的な取り組みとして、平成24年（2012年）5月に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、特に改善が必要な項目として、「子どもの教育環境」「大規模地震の防災対策」「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「地元の商店街」「就職機会の提供など地域労働環境の向上支援」「地元商業・サービス業の育成・支援」「自然や観光資源などによるまちの魅力の向上」の7つを挙げました（資料2参照）。

また、第2次総合計画が示す7つのまちづくりの課題のうち、地域情報化の取り組みにより課題解決が可能なものとしては、「地域コミュニティの再構築」「少子高齢化への対応と協働によるまちづくり」「都市基盤整備と防災・防犯対策の推進」「産業の振興と地域経済の活性化」「まちの魅力の向上と内外へのアピール」の5つが挙げられます。これらを地域情報化基本計画における中心課題として設定し、要因を分析した上で、第3期地域情報化基本計画では以下の7つを重点分野と決めました。その重点分野に沿って地域情報化施策を策定し、第3期地域情報化基本計画の基本理念である「つながりが信頼となり、地域の力となる」の考え方を基に、重点的に取り組みを推進します（図5）。

- 【重点分野1】 「子どもの教育環境を支援する情報化」
- 【重点分野2】 「防災対策を支援する情報化」
- 【重点分野3】 「危機管理体制を支援する情報化」
- 【重点分野4】 「商店街を活性化させる情報化」
- 【重点分野5】 「地域労働環境を向上させる情報化」
- 【重点分野6】 「商業・サービス業の育成・支援に役立つ情報化」
- 【重点分野7】 「まちの魅力を向上させる情報化」



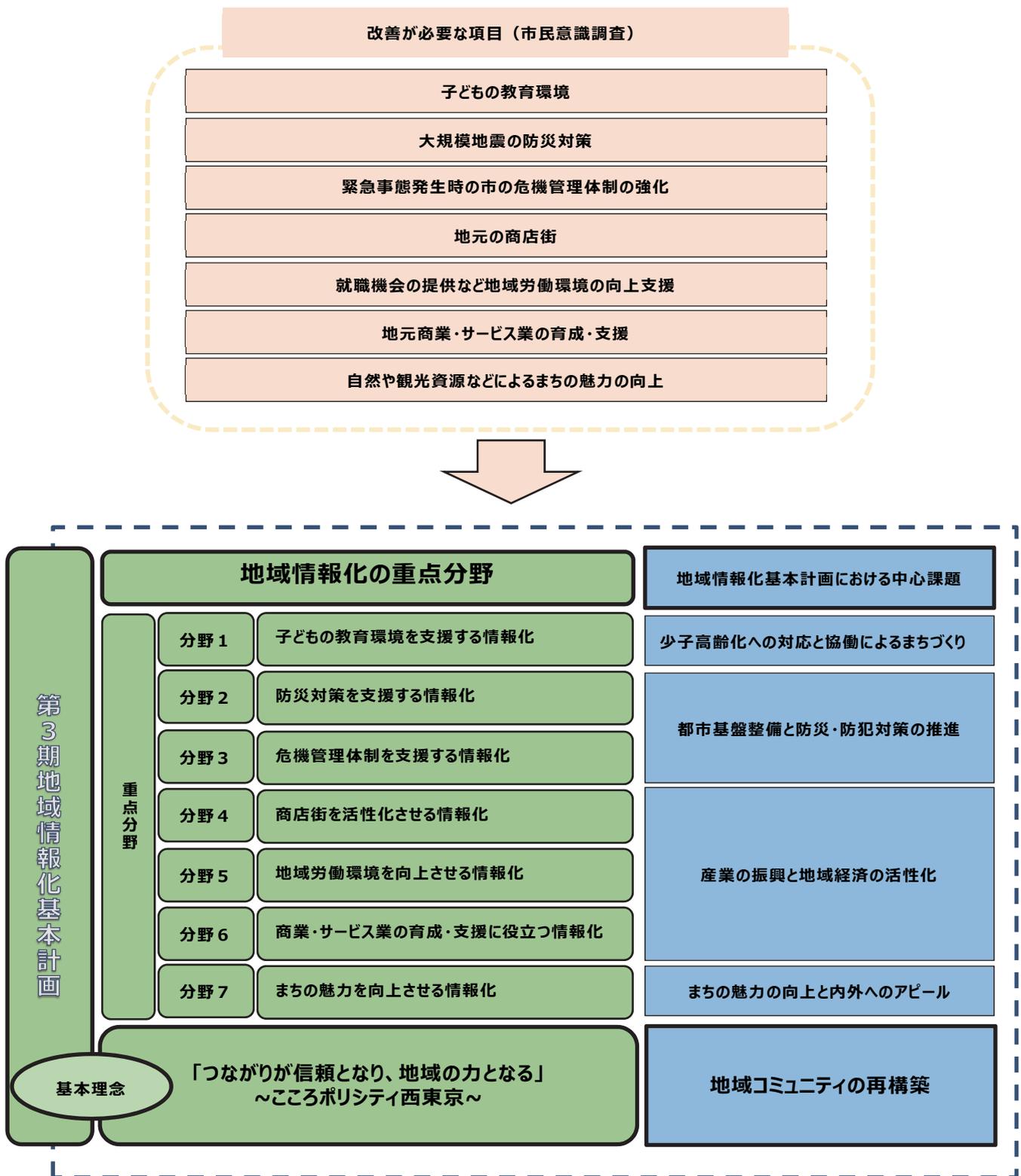


図5 第3期地域情報化基本計画の重点分野と中心課題

3.3 地域情報化の取り組みで重視する視点

地域情報化基本計画の施策事業の推進に当たっては、社会情勢の変化や費用対効果、そして ICT の進化への積極的対応といった視点に加えて、次の 6 項目を重視しつつ、推進を図ります。

(1) ビッグデータ・オープンデータの活用に向けた取り組み

行政は、統計情報、測定情報、防災情報などのビッグデータと呼ばれる大量のデータを保有しています。このビッグデータを地域で活用するために、積極的に公開することは、行政の情報提供の在り方として重要になっています。このデータは誰もが無料で入手でき、自由に再利用・再配布することができます。このようなデータの公開をオープンデータ¹¹といいます。

行政のビッグデータが提供され、民間のビッグデータ、NPO や市民団体のビッグデータと組み合わせることで、新しいサービスや利用方法が生まれる可能性があります。市民サービスの向上や、新産業・雇用の創出、地域経済の活性化などに結びつく新しいビジネスの創出が期待できます。データの利用が進むことで地域の現状や課題が可視化され、地域が自ら課題を解決する力が高まります。

オープンデータの活用が進むことで、いままで一元的に見ることが難しかった情報が多くの人々、団体や組織にさまざまな情報と結びついた形で共有されます。その結果、共有化された情報を介して新しい形のサービスが生まれ、利便性はもとより、人と人をつなぐ新しい形のコミュニケーションツールを作り出すことにも役立ちます。

ただし、オープンデータは、個人情報の保護、情報の責任の所在、データ整備のコストなど課題もあることに留意する必要があります。

(2) 携帯型端末への情報提供

近年、従来型の携帯電話に比べて、大画面で高機能なスマートフォンやタブレット端末といった携帯型端末が急速に普及しています。

平成 25 年版情報通信白書¹²によると、日本国内では、スマートフォンの出荷台数は平成 23 年（2011 年）に従来型の携帯電話の出荷台数を超えており、平成 27 年（2015 年）には従来型携帯電話とスマートフォンを合わせた国内ハンドセット出荷台数に占めるスマートフォン出荷台数の割合は、93%になると予想されています¹³。

¹¹ オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ（総務省）

¹² 平成 25 年版情報通信白書：日本の情報通信に関して総務省により刊行されている白書

¹³ 国内ハンドセット出荷台数に占めるスマートフォン出荷台数の割合：平成 25 年版情報通信白書第 1 章 7 ページ「図表 1-1-1-7 国内外のハンドセット（フィーチャーフォン+スマートフォン）出荷台数実績・予測 【国内市場】」より

これらの携帯型端末の普及により、市民が常に携帯している機器に対して、従来型の携帯電話では実現できなかったサービスの提供が可能になりました。

行政が、携帯型端末の多機能なアプリケーションを作成し、提供することで、災害時の避難場所の位置や避難ルートの誘導といった携帯型端末を使った新たな情報提供サービスも可能となります。

このような携帯型端末の特徴を生かし、市民の利便性の向上と人と人をつなぐ新しい形のコミュニケーションづくりに取り組みます。

(3) 地域の情報リテラシーの向上

インターネットの利用者が増えるにつれて、インターネット上でのトラブル、問題、犯罪が多く発生するようになってきています。例えば、名誉毀損、誹謗（ひぼう）中傷、いじめ、詐欺、有害情報、著作権侵害、肖像権侵害、個人情報の流出、コンピュータウイルスといった問題です。

教育現場に目を向けてみると、児童・生徒の教育は教育機関が担っているものの、急速に変化しながら普及する ICT のサービスについては、全国的に見ても教育現場だけでは対応しきれないのが現状です。その結果、教職員、保護者よりも児童・生徒の利用が先行して、トラブルに巻き込まれてしまったという事例も生じています。

携帯電話、スマートフォンの所有率が上がり、情報メディアに触れる機会が増えた結果、ICT に関する知識不足から、詐欺、権利侵害、コンピュータウイルスなどの被害にあうことも増えてきました。

高齢者、児童・生徒を含め全ての市民の安全を守るため、情報化がもたらす利便性だけでなく、危険性についても知識を持ち、安心して情報メディアを利用できるように、市民の情報を取り扱うための能力、情報リテラシーの向上に努めます。

地域での情報流通を活発にすることによって、行政と人とのつながりや人と人とのつながりが広がり、必要な情報や正しい情報が地域の中に広まって、より安全なインターネット利用の役に立つことが期待されます。

(4) 情報セキュリティの強化

情報の流通を促進し、人と人をつなぐことは、本計画の目指す主題のひとつです。その一方で、大切な情報を守り続けるために情報セキュリティの視点も重要です。

市は、重要な情報を多数管理しています。とりわけ市民の個人情報、市民の生活に大きな影響を及ぼすため、さまざまなセキュリティ対策を行う必要があります。

主要な対策として「西東京市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関

する監査、脆弱性診断などを毎年度実施しています。また、ポリシーに対応する具体的なセキュリティ手順である「情報セキュリティ実施手順」を整備し、運用しています。特に人的な情報セキュリティ対策として、定期的に情報セキュリティ研修を行うことによって、職員の情報セキュリティ意識の啓発にも努めています。

もちろん、どのようなセキュリティ対策であっても完全なものはありません。情報セキュリティを維持するためには、不断の努力が不可欠です。

今後も情報セキュリティの動向に合わせて最新の対策を行い、市の情報セキュリティ水準を維持します。また、事業者・市民に対しても啓発活動を通じて、情報セキュリティに関する脅威について周知します。

（５）行政の電子化

行政の電子化は、市のまちづくりの課題を解決する上で必要な視点です。

市では、これまでもさまざまな施策を通じて行政の電子化を進めてきました。一方で ICT の発達や普及により、コミュニケーション手段は多様化しています。本計画では、将来の市民のニーズに適した行政サービスを行うため、次の２つの視点で取り組みます。

１点目は、市からの情報発信の視点です。情報発信では、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン¹⁴の情報媒体の活用等を検討し、すべての市民が必要な情報を得られるような環境づくりに努めます。

２点目は、ICT の活用による行政の電子化の視点です。これまでもさまざまな施策を通じて行政の電子化による行政サービスの質の向上や事務の効率化に取り組んできました。今後も費用対効果や技術動向を踏まえた上で、新システムの導入や現行システムの見直しなど、引き続き行政の電子化を進め、さらなる行政サービスの質の向上や事務の効率化に取り組みます。

（６）業務継続計画（BCP¹⁵）への取り組み

情報化による人と人とのつながりの必要性は、平時はもとより、災害時でも変わることはありません。災害時であっても、行政の業務継続や情報を必要とする人に必要な情報が行きわたるような情報ネットワークが確保される必要があります。

行政側は業務の継続ができるよう、災害の影響をできるだけ長時間にわたらないようにしなければなりません。平常時に被害を想定した BCP 訓練を定期的実施し、情報システムの早期復旧について迅速な対応が取れるよう対策が必要です。

これまでも市では、業務継続のために、データのバックアップや重要なネットワーク回線の

¹⁴ ユニバーサルデザイン：より多くの人を使いやすいようにはじめから意図してつくられたデザイン

¹⁵ BCP (Business Continuity Plan)：業務継続計画

複線化・二重化等の各種取り組みを行ってきましたが、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災により、情報通信インフラの損壊、広域避難による地域の絆の希薄化、戸籍簿・カルテ・指導要領等の流出、エネルギー供給の不安定化などの課題が表面化しました。

地域情報化の面からは、災害時でも「必要な時に、必要な人に、必要な情報が」行きわたるような情報ネットワークの仕組みが確保されていなければなりません。

そのような情報ネットワークは、市の地形、公共交通網、道路整備状況、コミュニティ FM 等の地域の特性に合ったものでなければならず、ICT 以外の人的ネットワークの活用も不可欠です。

地域情報化では、業務継続の視点に加え、災害時であっても避難勧告の一括配信や避難所との情報通信、行政情報や復興情報の発信といった必要な情報が行きわたるような情報ネットワークの仕組みづくりに取り組みます。



3.4 地域情報化の進め方

(1) 既存情報基盤の効果的な活用

地域情報化の推進は、情報システムや機器を導入すること、仕組みを作ることなど、環境を整備することだけで終わるものではありません。情報基盤が整備されれば、次は活用する段階です。整備された環境が十分に活用されて初めて、市のまちづくりが持つ地域の課題解決に貢献することができます。

これまでに整備した情報基盤については、活用の現状を把握し、当初の目的を果たしているのかを確認する必要があります。十分に活用されていれば維持と促進に取り組み、活用が不十分であれば取り組みの見直しを行います。このサイクルを繰り返しながら、市のまちづくりの実現を目指します。

(2) 目標を明確にした施策の実行

第2期地域情報化基本計画では、重点分野における市民意識調査の満足度の向上を目指して取り組んできました。

満足度は、市民の行政に対する評価を知ることができる反面、実施した地域情報化施策が満足度の向上にどの程度貢献したのか分かりにくいという課題もありました。

そこで本計画では、施策ごとに具体的な目標を設定し、年度単位で目標の達成度を評価し、計画策定時はもとより、見直しや評価の際に情報基盤整備の段階なのか、整備した後の活用促進の段階なのかを見定めて、その段階に合わせたPDCA¹⁶を実施します。

¹⁶ PDCA (Plan Do Check Act) : 計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返しながら行う業務改善の手法

3.5 地域情報化基本計画施策事業

地域情報化基本計画では、中心課題の解決に向けた次の7つの重点分野について、地域情報化により改善できる施策を抽出し、課題解決に取り組みます。また、地域情報化基本計画の施策事業は、現在の施策事業群だけでなく、計画期間中、毎年度見直しを行い、施策事業の追加や改廃を行います。

見直しに当たっては、「3.3 地域情報化の取り組みで重視する視点」に留意し、最適な施策事業を策定します。

重点分野 1 子どもの教育環境を支援する情報化

教育力の向上に当たっては、学校・家庭・地域の連携が不可欠です。そのためには、家庭や地域の人々に学校に対する理解を深めてもらう必要があります。

本計画では、情報化によって開かれた学校づくりを支援します。

重点 1-1

施策名	学校ホームページの充実	担当課	教育指導課
目的	各学校のホームページの内容を充実させ、地域交流を図ります。統一的に示す情報と学校独自の情報などを検討します。		
事業概要	操作研修等を通じて、より多くの教員のシステム活用を促進するとともに、各学校におけるより多くの情報発信を支援していきます。		
評価指標	各学校のホームページのアクセス数		
基礎数値 (平成24年度実績)	年間 247,787 アクセス	平成30年度末目標	年間 310,000 アクセス
指標設定の理由	校長会・副校長会でのホームページ操作研修を実施し、全学校の積極的な情報発信を支援することで、市内全小・中学校（28校）のホームページアクセス数を1校あたり11,000アクセスにすることを目標とします。		

重点 1 - 2

施策名	一斉メール配信システムの充実	担当課	教育指導課
目的	緊急時情報等を発信するメールシステム等を活用し、学校と保護者、地域の情報共有による安全安心体制を含めた情報交流基盤を構築します。		
事業概要	児童・生徒の保護者に対し、緊急時情報等をメールにて一斉に提供することで、子どもの安全や保護者の安心向上を図ります。		
評価指標	利用登録者数		
基礎数値 (平成 24 年 度実績)	8,083 人	平成 30 年度末目標	11,000 人
指標設定の理由	平成 26 年度以降に緊急時情報以外の安全安心体制に寄与する情報の発信数を増やすことにより、学校と保護者、地域のより緊密な情報共有を図り、市内全児童・生徒の関係者（市内全児童・生徒と同数を想定）の 80%が登録することを目標とします。		

重点 1 - 3

施策名	情報モラル教育	担当課	教育指導課
目的	子どもたちが有効な情報を適切に活用する能力を身につけることを目指します。		
事業概要	情報教育担当者連絡会等を通じて、情報モラル教育に関する教員の資質を高めるとともに、各校に情報教育の全体計画及び年間指導計画を作成させ、計画的な情報モラル教育が実施できるよう支援していきます。		
評価指標	保護者への啓発・支援の実施数		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	全校で年 1 回実施 (市内 28 小・中学校)
指標設定の理由	情報モラル教育を、学校全体の取り組みとして、市内全小・中学校で年 1 回実施することを目標に、平成 28 年度までに段階的に対象校を増やします。全校での実施後も継続して行い、定着を図ります。		

重点 1 - 4

施策名	小・中学校コンピュータ環境整備の推進	担当課	教育指導課
目的	教員や児童・生徒が安全かつ安心してコンピュータを利用できるようにセキュリティ機能を向上させるとともに、学校での高速インターネットの利用、情報の共有、業務の効率化を進めます。		
事業概要	市内小・中学校に整備されているパソコンや ICT 機器の配置について、授業への効果的な活用を確保しつつ見直すとともに、校務における各種システムの導入を検討し、教員がより効率よく校務を行えるよう環境整備を推進します。また、教員の ICT スキルアップや情報セキュリティ強化を促進し、これからの情報社会に適用できるよう指導体制の充実に努めます。		
評価指標	ICT 活用の向上（ICT に関する教員アンケートによる満足度）		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	教員の利便性が向上したことを評価する目標を設定します。		

重点 1 - 5

施策名	小・中学校における ICT を活用した教育の充実	担当課	教育支援課
目的	市内の小・中学校で作成する「個別の教育支援計画」「個別指導計画」の様式を統一的に管理するシステム導入を行い、対象児童・生徒の情報を校内全体で共有します。共有することで、担任教師だけではなく学校全体で対象の児童・生徒へのよりきめ細やかな支援を行います。		
事業概要	市内の小・中学校で作成する「個別の教育支援計画」「個別指導計画」の様式をシステム化により統一し、情報連携することで担任教師だけでなく、組織全体で支援する体制を構築します。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	児童・生徒への支援が向上したことを評価する目標を設定します。		

重点分野 2 防災対策を支援する情報化

地域における防災対策のひとつとして、緊急メール配信サービスをはじめとした「必要な時に、必要な人に、必要な情報が」行きわたるような情報ネットワークの仕組みが挙げられます。

本計画では、市民に情報が広く行きわたることを目指すとともに、災害時の情報収集という点も検討します。災害時に迅速かつ正確な情報を入手することは、被災者支援の効果を高めることができます。

重点 2 - 1

施策名	緊急メール配信サービス	担当課	危機管理室
目的	利用登録者に対し、防災情報・防犯情報を配信します。		
事業概要	安全・安心いーなメールや緊急速報メールの他、通信の双方向性がある Twitter や、新規通信手段の積極的な導入を検討し、市民に情報提供することや災害時の被害情報等の収集に効果を発揮する多彩な情報発信手段を整備します。		
評価指標	利用登録者数		
基礎数値 (平成 24 年 度実績)	4,167 人	平成 30 年度末目標	10,000 人
指標設定の理由	現在、人口の 2 % 程度の利用登録者数について、ホームページ等による広報等を通じて、5 % の利用登録者数を目指します。		

重点分野 3 危機管理体制を支援する情報化

災害時要援護者等の災害弱者の支援に当たっては、各関係機関が支援しなければならない人々を正確に把握できる体制をはじめとした危機管理体制が必要です。

本計画では、この危機管理体制づくりを情報化によって支援します。

重点 3-1

施策名	災害時要援護者登録管理システム	担当課	危機管理室
目的	災害時の安否確認や避難時に支援の必要な災害時要援護者（避難行動要支援者）といわれる高齢者、障害者等に対し、災害時の救出救命に関わる機関等が効率よく安否確認等を行うため必要な避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランの台帳作成を行います。		
事業概要	市内避難行動要配慮者データを基に、避難行動要支援者名簿の作成と個別避難支援プランの台帳作成を拡充し、関係各課及び関係機関との要支援者情報の共有を進めます。		
評価指標	個別避難支援（要支援者）プラン作成完了要援護者数（累計）		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	個別避難支援プランの対象者について平成 26 年度に基準を整備した後、進捗状況を評価する目標を設定します。		

重点分野 4 商店街を活性化させる情報化

地域の特色を活かした商業振興などに取り組むためには、より戦略的に情報を活用していく必要があります。西東京市で行われているさまざまな商業振興事業を分かりやすく魅力的に情報発信することによって、商店街の活性化を支援します。

重点 4-1

施策名	一店逸品事業の情報発信	担当課	産業振興課
目的	一店逸品事業の更新を通じ、逸品のグレードアップを図り、西東京市独自のブランド化を情報発信することにより、市内の産業振興を推進します。		
事業概要	西東京商工会と連携し、食品関係・サービス業・物品販売業・ものづくり業などの個店独自の「逸品」を認定し、商工会の専用ホームページや冊子などを通じて広報します。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	平成 26 年度に評価指標・目標を設定します。		

重点分野5 地域労働環境を向上させる情報化

地域労働環境の向上のためには、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携して市民への就業支援等を行う必要があります。働きたい人に身近で分かりやすい情報を提供します。就業等への入り口を「見える化」して提供することで、地域での労働環境を向上させる支援を行います。

重点5-1

施策名	ハローワーク等と連携した就労情報の提供	担当課	産業振興課
目的	ハローワーク等と連携して各種セミナーを実施することで、多様な人材の就労に結びつけます。		
事業概要	各種就労セミナーを実施します。		
評価指標	平成26年度指標設定		
基礎数値	—	平成30年度末目標	検討
指標設定の理由	平成26年度に評価指標・目標を設定します。		

重点分野6 商業・サービス業の育成・支援に役立つ情報化

新産業の育成には、関係機関と連携した起業・創業しやすい仕組みづくりが必要です。

創業に関する支援や経営者への各種セミナーといったこれまでの取り組みを支援する情報発信だけでなく、新しい形の情報発信についても検討し、商業・サービス業の育成を支援します。

重点6-1

施策名	創業・経営支援	担当課	産業振興課
目的	西東京市と連携している西東京商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、創業に関する支援及び経営者への各種セミナーを実施することに伴い、情報提供により創業・経営の支援を行い、商工業の振興に寄与します。		
事業概要	経営（営業）力の強化や人材育成に向けた各種セミナーを実施するとともに空き店舗情報のマッチングを行います。		
評価指標	平成26年度指標設定		
基礎数値	—	平成30年度末目標	検討
指標設定の理由	平成26年度に評価指標・目標を設定します。		

重点6-2

施策名	産業ニュース	担当課	産業振興課
目的	市内の中小企業の取り組みなどを産業ニュースで紹介することにより、中小企業の意欲向上と地域経済の活性化を図ります。		
事業概要	産業ニュースの発行を行います。		
評価指標	平成26年度指標設定		
基礎数値	—	平成30年度末目標	検討
指標設定の理由	平成26年度に評価指標・目標を設定します。		

重点分野7 まちの魅力を向上させる情報化

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などを有効に活用して、「西東京ブランド」を広く周知させ、まちの魅力向上に繋げていく必要があります。

まちの魅力を向上させる方法のひとつとして、まちの魅力を分かりやすい形で発信していくことが挙げられます。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、情報化によってまちの魅力をより効果的に発信する方法について検討します。

重点7-1

施策名	ホームページの充実	担当課	秘書広報課
目的	ホームページを充実させることにより情報の取得を容易にし、広報広聴の充実やまちの魅力に関心が持てるようにします。		
事業概要	コンテンツ内容を検討し情報の充実を図るとともに、市民が必要とする情報を探しやすいホームページとなるよう画面構成を工夫します。		
評価指標	市ホームページ閲覧数		
基礎数値 (平成24年度実績)	年間 17,024,067 件	平成30年度末目標	年間 17,875,000 件
指標設定の理由	平成24年度実績をベースにSNS等の活用やホームページのリニューアルを実施し、ホームページからの情報を取得しやすくすることで、年1%程度のアクセス数の増加を目指します。		

重点7-2

施策名	動画掲載による情報発信	担当課	情報推進課 秘書広報課
目的	市や市民の活動を撮影した動画を掲載し、市政をより身近に感じられるような情報発信を行います。		
事業概要	動画を掲載する体制及び掲載するコンテンツの検討を行い、市民にわかりやすい情報の提供を図ります。		
評価指標	平成26年度指標設定		
基礎数値	—	平成30年度末目標	検討
指標設定の理由	動画掲載による情報発信を通じた、市民への情報提供の充実を評価する評価指標・目標を設定します。		

重点7-3

施策名	オープンデータの活用	担当課	情報推進課 企画政策課
目的	行政情報のオープンデータを提供し、市民の利便性とサービスの向上を図ります。		
事業概要	行政情報をオープンデータとして自由に加工しやすい形で市ホームページ上に公開することを検討します。市民や民間企業がオープンデータを活用しやすい環境を整備することで地域の活性化を図ります。		
評価指標	平成26年度指標設定		
基礎数値	—	平成30年度末目標	検討
指標設定の理由	オープンデータの提供による、市民・民間企業等の行政情報の活用状況を評価する評価指標・目標を設定します。		

重点7-4

施策名	まちの魅力推進事業（行政サービス提供アプリ推進事業）	担当課	情報推進課 企画政策課
目的	市民が必要とする行政サービス情報を必要なタイミングで受け取れるような提供方法を検討し、市民の利便性とサービスの向上を図ります。		
事業概要	市民が必要な行政サービス情報を必要なタイミングで受け取れるような提供方法として、アプリケーション等の ICT の活用を検討し、関係課での導入を推進します。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	アプリケーション等の活用方針を平成 26 年度に決定した後、評価指標・目標を設定します。		



その他の情報化施策

7つの重点分野の他にも、市の抱える課題について各分野にわたり情報化による施策事業を展開します。

施策 1

施策名	電子申請の充実	担当課	情報推進課
目的	インターネットを活用した電子申請サービスを提供し、市民の利便性とサービスの向上を図ります。		
事業概要	利用できる電子申請の種類を検討し、市民の利便性の向上を図ります。		
評価指標	全申請における電子申請の割合		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	26.6% (全申請件数 17,950 件中、電子申請数 4,779 件)	平成 30 年度末目標	5%増 (全申請件数 20,800 件中、電子申請数 6,570 件、平成 25 年度末比)
指標設定の理由	電子申請の対象サービスの拡充により、市民の利便性の向上を図り、全申請件数における電子申請件数の割合を約 30%にすることを目指します。		

施策 2

施策名	住民票等自動交付機の設置	担当課	市民課
目的	地域における窓口サービス拡充の一つとして位置付けられ、住民の利便性向上とともに、窓口での証明書発行割合の減少による事務の効率化を図ります。また、番号関連 4 法案が施行されたことに伴い、平成 28 年 1 月から交付されることとなった個人番号カードを用いてコンビニエンスストア等での証明書等が交付できるように、市民の利便性向上に向けた取り組みを検討します。		
事業概要	住民票等自動交付機の継続運用により、市民の利便性の向上に努めます。		
評価指標	全申請における窓口外申請（住民票等自動交付機等）の割合		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	65.9% (全申請件数 159,500 件中、窓口外件数 105,055 件)	平成 30 年度末目標	7%増
指標設定の理由	平成 28 年度に実施を検討しているコンビニエンスストアでの証明書等交付数と合わせて、全申請における窓口外申請の割合を約 70%にすることを目指します。		

施策 3

施策名	簡易な健診（検診）申込みの拡大・周知	担当課	健康課
目的	簡易な申し込み方法の活用等で各種健診（検診）の申込件数を増やします。		
事業概要	各種健診（検診）の電子申請による申込者に健康情報を周知することで、申込件数及び受診率の向上に努めます。		
評価指標	電子申請による申込件数		
基礎数値 （平成 25 年 度見込み）	4,175 件	平成 30 年度末目標	4,600 件
指標設定の 理由	各種健診（検診）の電子申請による申込者に、健診情報のメール発信サービス等による周知活動を行い、5年間で健診受診者の10%にあたる4,600件の電子申請を目指します。		

施策 4

施策名	地域医療情報の発信	担当課	健康課
目的	地域医療情報をはじめとする各種健康情報を積極的に市ホームページに掲載することで、市民の主体的な健康づくりを支援します。		
事業概要	地域医療体制について、最新の情報を提供するとともに「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」の普及を図ります。 また、市ホームページにおいて予防接種情報等を容易に把握できる仕組みを構築し、携帯端末等からのアクセス向上に努めます。		
評価指標	市ホームページの対象ページのアクセス数		
基礎数値 （平成 24 年 度実績）	年間 5,985 アクセス	平成 30 年度末目標	年間 10,000 アクセス
指標設定の 理由	市ホームページで最新の地域医療体制の情報を定期的に掲載し、人口の5%にあたる10,000アクセスを目標とします。		

施策 5

施策名	電子申告の普及	担当課	市民税課 資産税課
目的	インターネットを利用した電子申告の普及啓発を行い申告者の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図ります。		
事業概要	サービスを利用している他市と情報交換し、電子申告システムの利便性を向上させます。また、国と一体となり、より一層の電子申告の普及を図ります。		
評価指標	全申告手続における電子申告手続の割合		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	15% (全申告数 140,000 件中、電子 申告による申告数 21,000 件)	平成 30 年度末目標	40% (平成 25 年度末比)
指標設定の 理由	電子申告の周知活動を継続的に実施し、全申告手続における電子申告手続の割合を 40%にすることを目指します。		

施策 6

施策名	メールによる高齢者の見守り（ささえあい ネットワーク事業）	担当課	高齢者支援課
目的	メールを利用することにより高齢者の見守りの幅を広げていきます。		
事業概要	一人暮らし高齢者や高齢者世帯が地域の中で安心して暮らせるよう、NPO 法人や地域の人々と協力しながら ICT を活用した地域でのささえあいネットワークの充実に努めます。		
評価指標	メールによる見守りサービスの利用者数		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の 理由	ささえあいが必要な対象者のサービス利用率向上につながる評価指標を設定します。		

施策 7

施策名	障害福祉サービス等に関する情報提供の充実	担当課	障害福祉課
目的	障害福祉サービスの形態やしくみが増える中、利用者が主体的にサービスの選択ができるよう、情報提供体制を整備します。		
事業概要	サービスや各種手当等に関する情報をまとめた「障害者のしおり」を市ホームページに掲載する等、障害者福祉に関する情報をより分かりやすく、利用しやすい形で提供します。また、障害福祉サービス事業所や就労支援機関、民間企業等の関係機関にとっても有益な情報を発信していきます。		
評価指標	市ホームページの対象ページのアクセス数		
基礎数値 (平成 24 年度実績)	年間 2,217 アクセス	平成 30 年度末目標	年間 3,500 アクセス
指標設定の理由	関係機関向けの情報発信を充実させることで、5 年間で市内障害者の 20% (約 1,400 人) にあたる人が年 2 回程度、市ホームページから情報取得できる環境を整備します。		

施策 8

施策名	子育て情報の充実と発信	担当課	子育て支援課
目的	子育て支援施策に関する情報が、利用者が知りたいタイミングで簡単に入手できるように、情報提供方法を工夫します。		
事業概要	職員が蓄積した知識を基に、市ホームページに FAQ のコーナーを設け、利用者が知りたいときに、時機にあった情報検索・収集ができるよう、工夫を行います。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	市ホームページへの掲載内容を平成 26 年度に決定した後、評価指標・目標を設定します。		

施策 9

施策名	外国語版生活情報誌の作成	担当課	文化振興課
目的	外国籍市民及び外国にルーツを持つ市民への市民サービスを言語の違いから受けられないことがないように、市民サービスの案内について多言語による情報を提供できるようにします。		
事業概要	毎月の市報情報から市民サービスに特化した内容を抽出し、多言語による情報誌「くらしの情報」として提供します。一般市民向けに隔年にて発行される「暮らしの便利帳」を多言語に翻訳した「リビングガイドブック」を作成します。緊急的な防災・防犯の情報を多言語にて提供する体制等について検討を行います。また、携帯端末の普及に即したメール配信サービスやアプリケーションの開発などの情報ツールを利用したサービス向上の検討を行います。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	アプリケーション等の活用方針を平成 26 年度に決定した後、評価指標・目標を設定します。		

施策 10

施策名	地産地消の情報発信	担当課	産業振興課
目的	「めぐみちゃんメニュー事業」を通じ、農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進します。		
事業概要	市内で営業する飲食店をはじめとする商工業者が提供する市内産農産物を使用したメニュー及び本事業に参加する農業者を認定し、専用ポータルサイトにより広く PR します。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	平成 26 年度に評価指標・目標を設定します。		

施策 11

施策名	市民活動団体の活性化のための支援	担当課	協働コミュニティ課
目的	市民活動団体が地域活動情報ステーションを活用し、市民活動や協働への取り組みが円滑に進むための環境を整備します。		
事業概要	西東京市内で活動している NPO 法人や市民活動団体が自らのイベント、講座などの情報を掲載できるホームページを運営し、NPO 法人や市民活動団体の情報を広く発信するためのホームページの管理運営をします。		
評価指標	地域活動情報ステーションホームページへのアクセス数		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	9,568 アクセス	平成 30 年度末目標	11,000 アクセス
指標設定の理由	市民活動団体のイベント情報等の積極的な情報発信を促すことで団体登録数の増加と現在登録している約 80 団体のアクセス数の増加を目指します。		

施策 12

施策名	環境情報の発信	担当課	環境保全課
目的	環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加や取り組みを促すため、環境に関する情報の発信を推進します。		
事業概要	エコプラザ西東京や市のホームページにおいて西東京市の環境に関する現状の公表や国や東京都の支援等の情報の発信をします。また、環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。		
評価指標	環境学習講座への参加者数		
基礎数値 (平成 24 年 度実績)	1,203 人	平成 30 年度末目標	1,500 人
指標設定の理由	環境学習講座の拡充を進めることにより、環境情報の発信を図り、参加者数の増加を目指します。		

施策 13

施策名	リサイクル情報等の提供	担当課	ごみ減量推進課
目的	インターネットを利用してリサイクル情報等を提供していくことで市民のリサイクル意識等の向上を図り、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、循環型社会の構築に努めます。		
事業概要	市ホームページやスマートフォンのアプリケーションでリサイクル等の情報を市民に提供します。		
評価指標	西東京市ごみ分別アプリの登録数		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	1,000 人	平成 30 年度末目標	3,000 人
指標設定の理由	スマートフォンの普及率が高いと考えられる 20 歳から 29 歳までの方を中心に積極的に西東京市ごみ分別アプリを広報します。平成 26 年 1 月 1 日現在の 20 歳から 29 歳までの人口（21,575 人）を基にスマートフォンの普及率が 50%程度とし、アプリケーションをダウンロードする割合を 30%程度と仮定してごみ分別アプリ登録数の増を平成 30 年度の目標値とします。		

施策 14

施策名	市内文化財の情報のデータ化と発信	担当課	社会教育課
目的	市の指定文化財、郷土資料室収蔵資料などを広く公開し、住民が地域の歴史や文化財に触れる機会を増やします。		
事業概要	文化財資料を順次データベース化し、公開に努めます。		
評価指標	平成 26 年度指標設定		
基礎数値	—	平成 30 年度末目標	検討
指標設定の理由	本施策については、施策を開始した後に評価指標を設定します。		

施策 15

施策名	マルチメディアレファレンスサービスの充 実	担当課	図書館
目的	<p>「調べもののお手伝いをします」図書館レファレンスサービスの積極的な利用へのPRを行い、利便性の向上を図ります。</p> <p>平成 25 年度末の図書館ホームページのリニューアルに伴い、利用しやすいサービス提供を検討し、また図書館ホームページ、カウンター等で、Web サービスを含めたレファレンスサービスの周知活動を行います。</p>		
事業概要	「調べもののお手伝いをします」Web レファレンスサービスを実施します。		
評価指標	Web レファレンスサービスの受付件数		
基礎数値 (平成 25 年 度見込み)	20 件	平成 30 年度末目標	40 件
指標設定の 理由	図書館開館時間に来館するのが難しい利用者（社会人）の活用が増えてきており、その利用者を中心に利用件数を倍加させることを目指します。		



【 資 料 】

資料 1 第 2 期地域情報化基本計画の施策取組状況

市では、平成 15 年（2003 年）11 月に第 1 期西東京市地域情報化基本計画を策定しました。それから 2 期 10 年間にわたり基本計画に基づいて地域情報化施策に取り組んできました。

第 1 期地域情報化基本計画では、地域情報化を「暮らしの情報化」「地域経済の情報化」「行政の情報化」の 3 つの分野に分けて、それぞれの分野で情報化施策を推進してきました。

平成 20 年（2009 年）3 月に策定した第 2 期地域情報化基本計画では、西東京市総合計画が掲げた 6 つのまちづくりの方向性を踏まえて、それぞれの方向性の中で 40 の施策を掲げて取り組んできました。その結果は、継続 24 施策、完了 8 施策、検討 2 施策、整理 6 施策です（資-表 1）。

No	取組状況	施策数
1	継続	24
2	完了	8
3	検討	2
4	整理	6
計		40

資-表 1 第 2 期地域情報化基本計画の取組状況

【継続】 評価部分の見直し等を行い、引き続き施策を行うもの

【完了】 施策を実施し、成果が得られたもの

【検討】 施策を検討したものの、第 2 期の期間内に実現できなかったもの

【整理】 施策を検討したものの、社会情勢の変化、費用の不足や検討の結果、費用対効果がない等、事業の整理、見直しが必要なもの

第2期地域情報化基本計画では、総合計画が掲げる6つのまちづくりの方向性のそれぞれに重点的に取り組む項目を定め、満足度¹⁷の向上に貢献すべく取り組んできました。そして、参考指標として平成25年度（2013年度）での満足度を目標としました。その結果、6つの方向性の8項目中の7項目で満足度が向上しました（資-図2）。

ただし、各項目での市民満足度の向上や降下については、地域情報化にかかわる施策だけが要因ではありません。各部署がまちづくりに取り組んだ結果といえます。

地域情報化の6つの体系	改善分野	重点的な取り組み	市民意識調査での満足度		
			平成19年度	平成24年9月	目標値
創造性の育つまちづくりを支える情報化 子どもの教育環境		市立小・中学校の教育の充実	16.7%	↑ 19.4%	25%
		出産・育児などの子育て支援環境の充実	16.9%	↑ 18.6%	30%
笑顔で暮らすまちづくりを支える情報化 誰もが安心して暮らすための福祉環境		介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実	17.9%	↑ 21.8%	25%
環境にやさしいまちづくりを支える情報化 緑や水辺などの自然環境		環境学習の場や機会の提供	18.3%	↓ 17.3%	30%
安全で快適に暮らすまちづくりを支える情報化 防犯・防災などの生活安全対策		大規模地震の防災対策	11.9%	↑ 12.9%	20%
		集中豪雨時いつ水対策	11.9%	↑ 17.7%	20%
活力と魅力あるまちづくりを支える情報化 地元産業の活性化		地元商業・サービス業の育成・支援	8.7%	↑ 12.0%	16%
協働で拓くまちづくりを支える情報化 市民主体のコミュニティ活動		市民主体のコミュニティ活動の支援	16.0%	↑ 16.1%	20%

資-図2 第2期地域情報化基本計画前後の満足度の推移

¹⁷ 満足度：西東京市市民意識調査報告から得られた満足度のこと。なお、ここでの数値は、対象の項目の「満足している」の割合と「やや満足している」の割合の合計値になります。

方向性 1 創造性の育つまちづくりを支える情報化

1-1 小・中学校の情報発信【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-1-1	学校ホームページの充実	平成 23 年度にシステム再構築を行い、平成 24 年 1 月より運用を開始しました。本システムは、閲覧者の視点からより分かりやすいデザインにするとともに、障害者や高齢者、外国人や子どもにも閲覧しやすくするためにアクセシビリティに配慮した構成としています。	継続
1-1-2	地域情報発信インフラ整備	平成 22 年度 3 学期より、児童・生徒の保護者に対し、緊急情報等をメールにて一斉に提供するサービスを開始しました。平成 25 年度からは、児童・生徒 1 名に対して保護者 1 名であった登録数を保護者 2 名に増やすことで、子どもの安全や保護者の安心向上を図りました。	継続

1-2 小・中学校における ICT を活用した教育の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-2-1	不登校児童・生徒サポート情報ネットワークシステム	適応指導教室の教育相談員と学校をつなぐ校務支援システムを利用し、児童・生徒のサポートを行っているため、新規システムの導入は見直しとします。	整理
1-2-2	小・中学校における情報モラル教育	児童・生徒向けにデジタル教材を利用して情報モラル教育を行っています。	継続
1-2-3	学校間授業交流	メール・インターネットの普及やテレビ電話の発達により、学校間授業交流の重要度が低下したため、導入は見直しとします。	整理

1-3 子育て支援情報の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-3-1	子育て情報の充実と発信	市ホームページを利用者目線から見直し、レイアウトの改正から迅速な情報提供まで、改善を行いました。	完了
1-3-2	子育てに関する利便性の向上	利便性の向上、事務の効率化等を勘案して検討した結果、窓口及び電話により支障なく対応していることから、当面導入する必要はない状況です。今後については、要望が増える可能性もあり、導入することも考えられることから、継続して検討します。	継続

1-4 小・中学校の ICT 環境整備			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-4-1	ICT 環境整備の推進	より充実した授業の実現を目的に、コンピュータ教室における ICT 機器やデジタルコンテンツの積極的な整備を行いました。また、平成 21～22 年度には、教員一人一台のパソコン整備が完了しました。本施策は、第 3 期でも引き続き取り組みます。	継続

1-5 外国籍市民の生活支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-5-1	外国語版生活情報誌の内容充実	平成24年7月の法改正により外国人住民が住民票に記載されることになり、外国人市民の居住環境が大きく変わりました。外国人市民の利便性を損なわないように、情報誌の増刷を行っています。	継続
1-5-2	市ホームページ外国語版の多言語化	市ホームページ所管の広報担当において、精度の高い翻訳システムの導入を基に検証してきたところでしたが、十分な検証結果が得られませんでした。	整理

1-6 生涯学習のための情報提供			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-6-1	生涯学習情報提供システム	市民の多様な生涯学習ニーズに応じられるように、生涯学習に関する情報提供システムの構築に向け費用対効果も含め検討を行った結果、システム構築によらない形での生涯学習情報の整備を行うこととします。	整理

1-7 図書館の情報サービスの充実			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
1-7-1	図書館利用者インターネットシステムの充実	利用者層も、中高年から子どもまで利用者層が拡大し、口コミによる PR 効果が上がりました。	完了
1-7-2	マルチメディアレファレンスサービスの充実	図書館ホームページからのサービスの提供については、蔵書の検索・予約などが一般的ですが、調べもののお手伝いの申込みやサポートもできるという「レファレンスサービス」の PR を兼ねた事業を設定しました。この5年間では、繰り返し利用される方が定着する傾向が見られるものの、さらなるサービスの充実のため継続します。	継続
1-7-3	図書館メールサービスの実施	本施策ではメールを活用することで情報提供の多様化を図るものでしたが、メールによる情報提供には、迷惑メール等の課題も多かったため、本施策については、整理扱いとしました。	整理

方向性2 笑顔で暮らすまちづくりを支える情報化

2-1 介護予防・サービスなどの高齢者福祉の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-1-1	福祉情報総合ネットワーク	<p>各課のホームページを充実し、適時必要な情報提供を行うことに努めました。</p> <p>組織上の分類に捉われることなく、「健康・福祉」という観点から福祉部以外の部署の情報の掲載も行い、市民、事業者それぞれへの情報提供を行いました。本施策は、設定初期の目的は達したものと考えるため、完了とします。</p>	完了
2-1-2	高齢者パソコン教室と高齢者ささえあいネットワークの連携	<p>メールを安否確認の方法として実施し、インターネット及びメールの使い方などを学んでいただきました。参加者が少ないなどの問題がありましたが、5年間継続の結果、参加者が増えたため、今後、メールによる見守りのモデル事業を実施し、検証を行いつつ実施内容を検討していきます。</p>	継続

2-2 医療・保健情報の充実【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-2-1	医療情報の充実	<p>市内の医療機関情報を、検索しやすく提供できるよう工夫しました。</p>	継続
2-2-2	保健情報の充実	<p>予防接種等について、市ホームページや市報に最新の情報を提供しました。また、がん検診等の申込みについて、電子申請での受付を拡充しています。</p>	継続

2-3 地域で暮らす障害者の支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
2-3-1	障害者就労支援援助事業の充実	本施策では、就労支援の一環としてパソコン教室や実習を通してパソコン技術の習得を図っています。また、パソコン技術の習得に関わらないものも含めて毎年 10 人以上の利用者が一般就労へと移行しています。	継続

方向性3 環境にやさしいまちづくりを支える情報化

3-1 環境保全活動を推進するための情報提供【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
3-1-1	環境情報の提供	環境学習コーナーでの情報提供や環境学習講座の内容の充実化、新規講座の開催などにより市民への意識啓発を図りました。また、市のホームページにおいても補助制度や「みどりのカーテンの実施」などさまざまな情報を定期的に発信しています。本施策は、第3期でも継続して実施し、有効な環境情報の提供を目指します。	継続
3-1-2	環境家計簿	環境家計簿は、ホームページでの公開と小学4年生に配布の環境学習副読本「西東京市の環境」に掲載し、利用の普及を図りました。今後は、環境家計簿が地球温暖化対策に効果的になるように、様式の見直しや活用方法を工夫します。	完了
3-1-3	リサイクル情報の発信	本施策では、市ホームページ上のごみに関する資料においてリサイクル情報等を提供し、アクセス数が22,339件（平成21年度から平成25年10月末日まで）ありました。本施策は、今後ともリサイクル等に関して市民の意識を向上させ、更なるごみの減量を図るため、第3期も引き続き取り組みます。	継続

方向性 4 安全で快適に暮らすまちづくりを支える情報化

4-1 防災対策の情報化【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
4-1-1	災害情報提供システム	警報を適正に入手する体制と防災行政無線（同報系）の整備を行い、災害時は瞬時に警報を市民に提供します。	完了
4-1-2	災害時要援護者登録管理システム	手上げ同意方式の災害時要援護者登録申請に基づき、申請を受けた約 14,000 人の要援護者の名簿を各関係機関に提供することで防災体制を進めました。今後、機関共有方式による市内全要援護者リスト作成と個別避難支援プラン作成における台帳作成を拡充し、関係各課・関係機関との要援護者情報共有を充実させていきます。	継続
4-1-3	緊急メール配信サービス	緊急情報の即時提供では防災行政無線（同報系）、市ホームページ、地域有線放送や地域 FM 局との取組等をこれまで整備してきました。一方で、携帯電話等の普及や配信技術の向上により緊急メールの活用が有効であることから、登録により防犯・防災情報が提供できる安全・安心いーなメールの配信を実施しました。	継続

4-2 都市計画情報の充実			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
4-2-1	都市計画検索・表示ツール	情報提供先は概ね事業者であり、ホームページ上で事前調査を行って不明点を確認するようになったため、窓口での対応時間が短縮でき利便性の向上が見られました。	完了

方向性5 活力と魅力あるまちづくりを支える情報化

5-1 地域産業の振興支援【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-1-1	西東京らしさの情報発信の充実	西東京市産業振興マスタープランに基づき、平成24年度より西東京市一店逸品事業を開始したことに伴い、商工会にてホームページを立ち上げ、情報発信を実施しました。	継続
5-1-2	広域型商店会活動の推進	西東京市商工会と連携して調査・研究を行いました但し実施には至りませんでした。	整理
5-1-3	産直情報の発信	西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業実施計画に基づき、平成25年度より「めぐみちゃんメニュー事業」を始めたことに伴い、当該事業参加農業者の情報等を掲載する専用ポータルサイトの運用を開始しました。	継続

5-2 就業機会の提供と支援			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-2-1	ハローワークと連携した就労情報の提供	ハローワークと連携し就労支援セミナーを開催するとともに、着実な就労に繋げました。	継続

5-3 創業支援のための情報提供			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
5-3-1	創業支援・経営革新相談センターの活用	創業支援・経営革新相談センターにおいて、空き店舗対策であるチャレンジショップ事業や創業資金融資あっせん制度の紹介及び創業に関する各種相談・助言を行いました。	継続

方向性 6 協働で拓くまちづくりを支える情報化

6-1 市民活動を支援するための情報提供【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-1-1	地域活動情報ステーションの活用	市内の市民団体が、団体情報や活動内容情報を当ホームページで発信するとともに、市民が情報を取得し、市民活動の支援と活発化に寄与してきました。さらに、市民活動や協働への取り組みが円滑に進むための環境を整備しました。	継続

6-2 市民参加を推進するための情報化【重点施策】			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-2-1	ホームページの充実	トップページの改修やモバイルサイトの見直し、新たな機能の導入など、ホームページをより見やすく、利便性を高めるための作業を行いました。本施策は、第3期でも引き続き取り組みます。	継続
6-2-2	情報発信の充実	RSS 配信の実施、Twitter の試行運用、ホームページと Twitter の連動及びその効果の検証を行いました。本施策を通じ、「ホームページの充実」と「ICT を利用した市民参加手法の充実」という他施策の検討・実施に有効な材料として蓄積することができています。	検討
6-2-3	議会中継の充実	近年アクセス数が減少傾向にありますが、運用をしていく中で、インターネット中継の実施についての周知方法等を工夫します。	完了

6-2-4	ICT を活用した市民参加手法の充実	「市民参加のためのツール」の活用の促進を試みましたが、SNS の台頭などにより、大きな成果が上げられない社会情勢になってきていることが分かりました。この変化に対応できるような新たな方法の模索と検討が必要であるため、本施策は継続して検討していきます。	検討
-------	--------------------	--	----

6-3 市民サービス向上のための情報化			
施策番号	施策事業名	取組状況	今後の取扱い
6-3-1	住民票等自動交付機の設置	平成 23 年 9 月に東伏見ふれあいプラザに住民票等自動交付機を設置し稼働を開始しました。	継続
6-3-2	電子申請の充実	平成 21 年度のシステム更新後、平成 22 年度から平成 23 年度まで申請項目の検討を行った結果、電子化可能と判断できる手続のうち電子申請を活用した手続きの割合は、平成 21 年度の 28%から平成 25 年度の 40%にまで拡大するに至りました。本施策は、第 3 期でも引き続き取り組みます。	継続
6-3-3	地方税の電子申告	平成 22 年 12 月に eLTAX を本格稼働させ、その後は eLTAX の利用促進に向け、納税通知書にお知らせを同封するなど普及啓発に努めています。全申告に占める割合は、平成 23 年度 6.78%、平成 24 年度 9.27%と上昇しており、今後も定期的に普及活動を行います。	継続

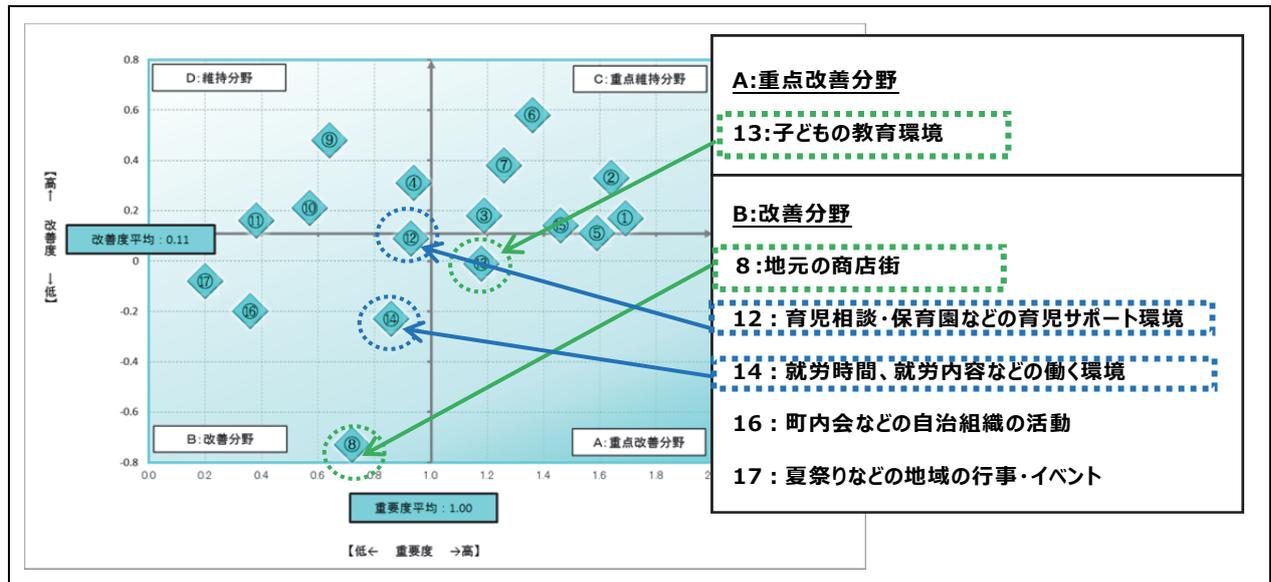
6-3-4	保谷こもれびホールチケットの予約・販売方法の拡充	平成 25 年度から施設の指定管理者が変更になり、前任の指定管理者において実施していた自主事業の空席状況の確認やチケットの予約及び販売について、平成 24 年度中にノウハウの引継ぎ及び情報共有を行い、新指定管理者においても同等以上のサービス提供を実施します。	完了
-------	--------------------------	---	----

資料2 第3期地域情報化基本計画の重点分野の検討経緯

第3期地域情報化基本計画では、重点的に取り組む項目を次のように決めました。

重点的に取り組む項目は、総合計画を策定する際の基礎資料となっている市民意識調査¹⁸を基に定めています。市民意識調査では平成24年(2012年)5月に「身近な生活環境」(17項目)と「市政」(9分野)に関して改善度・満足度と重要度を調査しています。

「身近な生活環境」(17項目)の調査結果では、「子どもの教育環境」と「地元の商店街」が着目すべき項目であることを示しています。「子どもの教育環境」は、改善度が低く、重要度が高い重点改善分野に属しています。また、「地元の商店街」に対する改善度が低いことは、地域経済の振興が必要であることを示しています。さらに、「育児相談・保育園などの育児サポート環境」と「就労時間、就労内容などの働く環境」については、改善度や重要度がやや低いと言えます(資-図3)。

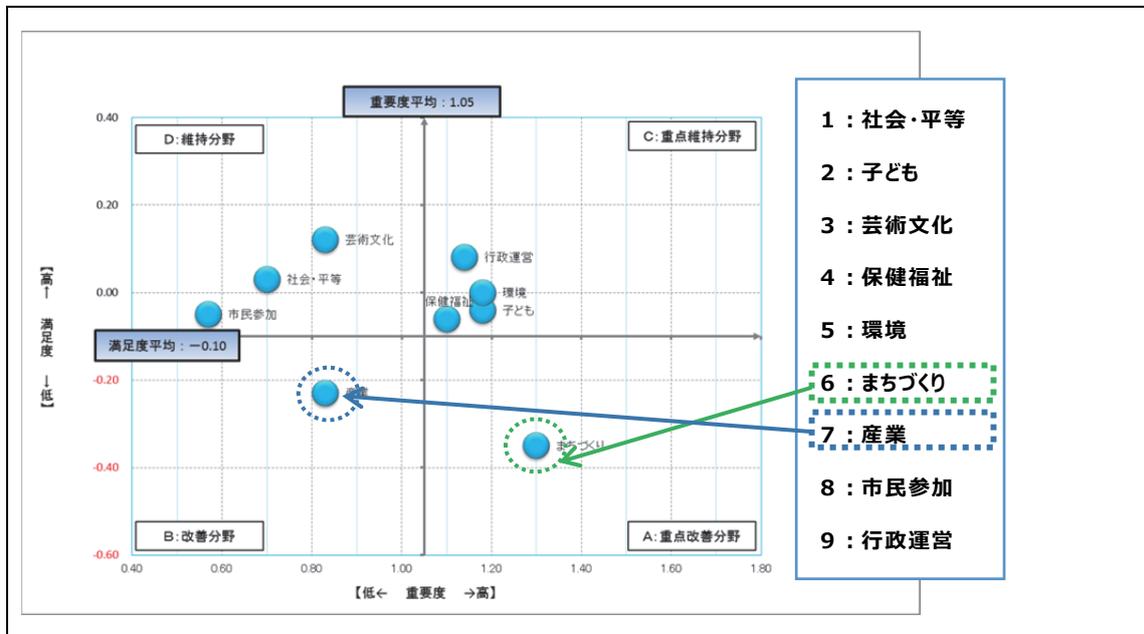


資-図3 身近な生活環境(17項目)について満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成24年9月から抜粋

¹⁸ 市民意識調査:18歳以上の男女5000人を対象に平成24年5月に実施。有効回答数2,408(有効回答率48.2%)総合計画を策定する際の基礎資料となっています。

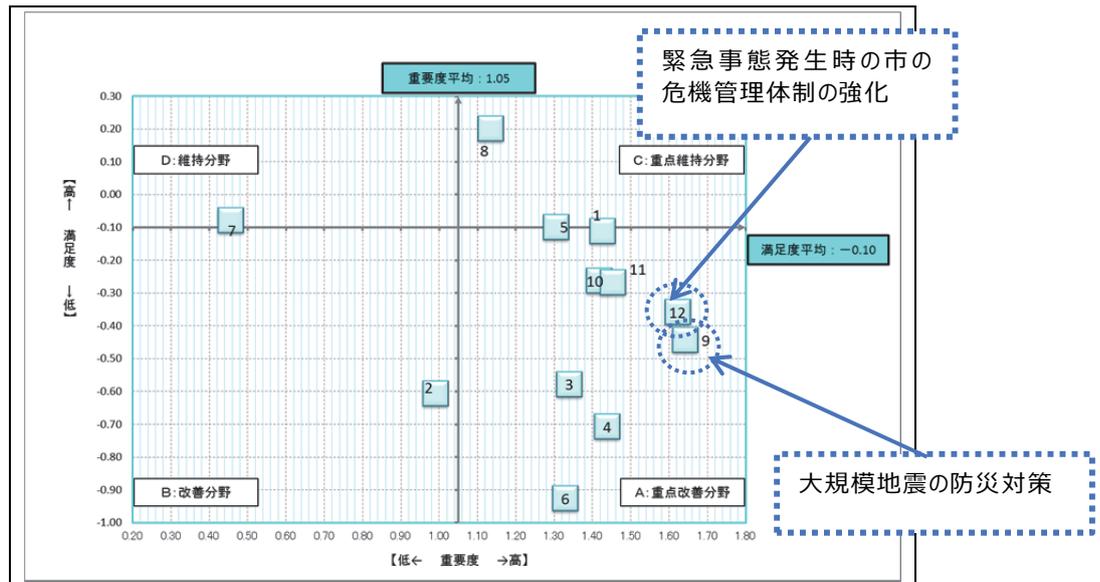
市政（9分野）においては、「まちづくり」と「産業」が重要な分野であることを示しています。「まちづくり」は重点改善分野にあり、また、「産業」は「まちづくり」に続いて満足度が低い分野です（資-図4）。



資-図4 市政（9分野）について満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成24年9月から抜粋

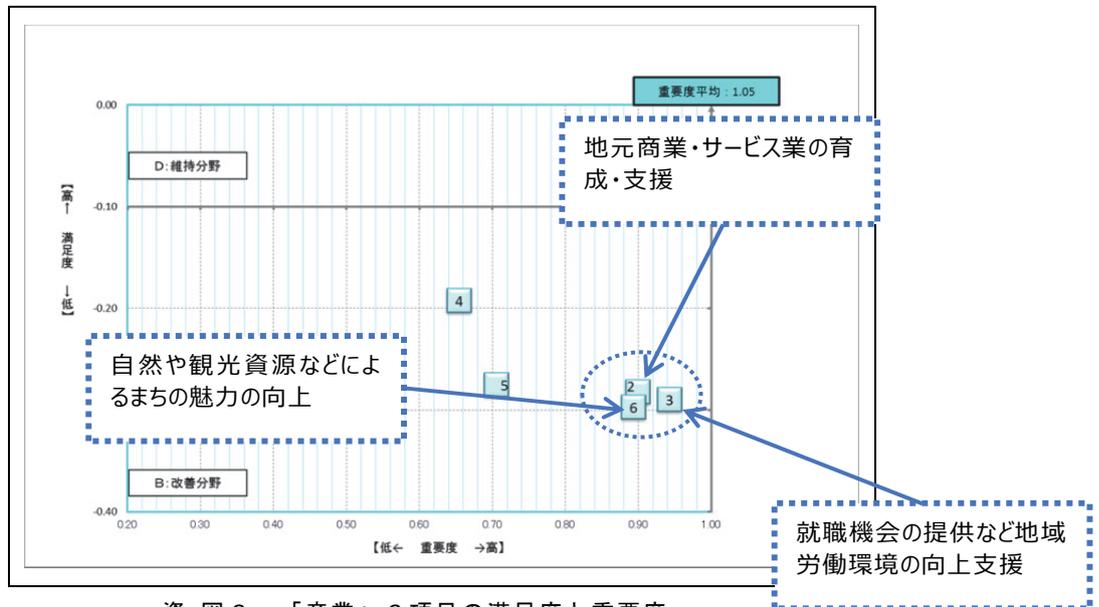
「まちづくり」分野では、「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「大規模地震の防災対策」「段差解消などの歩きやすい道の整備」「自転車の利用しやすいまちづくり」が解決の優先度の高い項目です。歩きやすい道の整備や自転車の利用のしやすさなどは、情報化よりも道路整備の方が抜本的で効果的な解決となります。他方「緊急事態発生時の市の危機管理体制の強化」「大規模地震の防災対策」には、情報化が貢献できる項目です（資-図5）。



資-図5 「まちづくり」12項目の満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成24年9月から抜粋

「産業」分野では、満足度と重要度から「自然や観光資源などによるまちの魅力の向上」「就職機会の提供など地域労働環境の向上支援」「地元商業・サービス業の育成・支援」などが優先して取り組むべき課題として挙げるすることができます（資-図6）。



資-図6 「産業」6項目の満足度と重要度

「西東京市市民意識調査報告書」平成24年9月から抜粋

資料3 西東京市地域情報化計画策定審議会条例

平成13年6月29日

条例第164号

(設置)

第1条 西東京市における地域情報化計画を策定し、もって地域情報化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、西東京市地域情報化計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域情報化計画策定に関し、必要な事項を調査し、審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、答申のあった日までとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部情報推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 西東京市地域情報化計画策定審議会名簿

任期：平成24年10月29日～答申の日まで

【敬称略、50音順】

	氏 名	備 考
委員	いけだ かよ 池田 佳代	武蔵野大学 非常勤講師
委員	いしかわ いえつぐ 石川 家継	独立行政法人 水資源機構
委員	いしだ ともこ 石田 朋子	公募市民
会長	こばやし きよすみ 小林 清澄	NTT情報ネットワーク総合研究所 所長
委員	はま いくこ 浜 昱子	公募市民
委員	ひぐち しんたろう 樋口 信太郎	西東京青年会議所 人間力啓発委員
委員	ふくだ ゆたか 福田 豊	国立大学法人 電気通信大学 大学院情報理工学部研究科 大学院情報システム学研究科 教授
副会長	わたなべ ひろこ 渡邊 博子	城西大学 現代政策学部准教授

(平成24年10月現在)

資料5 審議会開催記録

回	開催日	検討事項
第1回	平成24年10月29日	委嘱式、諮問、会長・副会長選出等
第2回	平成24年11月29日	西東京市の現状について 国の情報化の現状について 他自治体の情報化計画と総合計画の関係について
第3回	平成24年12月25日	西東京市の財政状況について
第4回	平成25年1月22日	第2期地域情報化基本計画施策の実施状況について
第5回	平成25年2月22日	西東京市総合計画について
第6回	平成25年3月27日	西東京市中央図書館の視察 データセンターの視察
第7回	平成25年4月25日	第2期地域情報化基本計画における平成24年度末施策実施状況調査の結果について 平成25年度の審議会スケジュールについて 第3期地域情報化基本計画書の構成（案）について
第8回	平成25年5月16日	第2期地域情報化基本計画施策事業の区分けについて 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について 第3期地域情報化基本計画の素案作成について
第9回	平成25年6月27日	第2期地域情報化基本計画施策事業について 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について（継続）
第10回	平成25年7月25日	西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について（継続） 地域情報化のテーマについて
第11回	平成25年8月22日	地域情報化の副題について 地域情報化の評価について
第12回	平成25年9月12日	第3期地域情報化基本計画書（案）について
第13回	平成25年9月30日	第3期地域情報化基本計画書（案）について（継続）
第14回	平成25年11月22日	第3期地域情報化基本計画書（案）について（継続）
第15回	平成26年1月17日	パブリックコメント実施結果について（報告） 第3期地域情報化基本計画書答申（案）について
第16回	平成26年2月6日	第3期地域情報化基本計画書答申（案）について
第17回	平成26年2月24日	第3期地域情報化基本計画書答申について



第3期西東京市地域情報化基本計画
～こころポリシティ西東京～

平成26年（2014年）3月

発行 西東京市

編集 西東京市企画部情報推進課

〒188-8666 西東京市南町 5-6-13

TEL 042-464-1311(代) / FAX 042-464-1378

HP <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

e-mail jyouhou@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市



「いこいな」 ©シンエイ/西東京市